

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定  
保険医の登録  
結核予防法による指定医療機関の辞退(二件)  
結核予防法による医療機関の指定  
牛の炭疽そ予防注射の実施  
地域森林計画の変更  
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- ◇ 地 方 委 員 会 告 示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇ 公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の昭和四十八年度決算の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第七百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十  
二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木 村 医 院	米子市東倉吉町六八	昭和四十九年八月二十八日
筏津産科婦人科医院	倉吉市堺町二丁目 二二九	" 十五日
鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町今市 二四二	" 二十日

### 鳥取県告示第七百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局  
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政  
令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 明 輔	鳥医第一、八九七号	昭和四十九年八月三日
林 恭 一	鳥医第一、八九八号	" 六日

鳥取県告示第七百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十九年七月二十九日	小坂内科医院	米子市糺町一丁目三十四

鳥取県告示第七百十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十九年八月一日	柿坂医院若桜出張所	八頭郡若桜町大字若桜二九六一

鳥取県告示第七百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に

基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十九年八月一日	若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一

鳥取県告示第七百十九号

家畜伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、牛の炭疽そ予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 実施の目的  
牛の炭疽そ予防のため
- 二 実施する区域  
西伯郡中山町大字松河原、殿河内及び高橋、同郡名和町大字加茂及び高田並びに同郡大山町大字豊房の一部（通称岩伏地区）
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛（生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。）
- 四 実施の期日  
昭和四十九年九月二十五日から九月二十七日まで

五 検査の方法

炭疽<sup>そ</sup>第二苗予防液皮内接種

鳥取県告示第七百二十号

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同条同項の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

- (一) 各森林計画区の地域森林計画変更計画書
- (二) 各森林計画区の森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び各森林計画区を所管する地方農林振興局

鳥取県告示第七百二十一号

昭和四十九年七月三十日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（新田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

昭和四十九年七月十九日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（天神野地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十九年八月二十二日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二十七日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

#### 一 委員

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴
鎌谷平八郎	大正二〇	鳥取市吉方温泉二丁目五三八	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 (鳥取)三二六〇四 自宅 (鳥取)三二六〇三	鳥取県土木部管理課長

#### 二 解任

岩田俊夫

### 公 告

昭和49年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和49年 8月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

川口 君夫	矢芝 義博	竹内 哲正	山本 征吾	高田 政年
西田 進	末次 哲也	福光仙之助	山本 敬一	柴山 信一
太田 彰	池田 毅	吉川美智明	梅津 常隆	市田 貴志
島田城太郎	大垣 一男	佐藤 幸隆	佐藤 敏雄	銅山 幸三
長谷川義光	半田 信勝	石田 敏雄		

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和48年度決算の要旨を公告する。

昭和49年8月27日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭 和 48 年 度 決 算 要 旨

1 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

- 都道府県 47
- 一部事務組合 17
- 地方開発事業団 5
- 計 69

(2) 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数

組合員種別	区分	組合員数	給料(俸給)月額		被扶養者数
			人	千円	
一 般 組 合 員	地 方 公 務 員	342,728	35,550,461	573,207	
	国 家 公 務 員	16,863	1,438,432	27,456	
組 合 員	職 員 団 体 専 従 職 員	2,112	137,431	1,263	
	計	313	29,331	722	
計		362,016	37,155,655	602,648	

知事	組合員	46	10,120	78
知 期 組 合 員	3	660	11	
船 員 一 般 組 合 員	1,327	135,006	3,365	
船 員 継 続 組 合 員	—	—	—	
合 計	363,392	37,301,441	606,102	
組合員1人当りの計数	—	102,648	1.67	

備考 1 組合員数及び被扶養者数は、昭和49年3月末におけるものであること。

2 給料(俸給)月額は、昭和49年3月におけるものであり、掛金の基礎となつたものであること。

(3) 各経理単位の設置支部数

- 短期経理 48
- 長期経理 48
- 業務経理 47
- 保健経理 47
- 医療経理 24
- 宿泊経理 47
- 貯金経理 14
- 貸付経理 48
- 物資経理 12

2 主な経理単位の決算概算

(1) 短期経理

前年度は、492百万円の当期利益を計上したが、本年度は医療費改定

の実施がおくれたこと等により当期利益金は2,286百万円で前年度に比へ1,793百万円の増となった。なお、当期利益金のうち309百万円は不足金補てん積立金に費み立てた。これにより年度末における当該積立金は2,952百万円となり翌年度への繰越剰余金は、2,772百万円となった。

(2) 長期経理

本年度における給付費は25,875百万円で前年度に比較し31.6%増となった。

一方、負担金・掛金は61,735百万円で前年度に比較し23.2%の増となった。

この結果、年度末資産総額は309,988百万円と前年度に対し53,124百万円の増加となった。その運用状況は、次のとおりである。

ア 預貯金、各種信託、有価証券及び資金運用部預託金

129,982百万円 (41.93%)

イ 職員住宅の設置資金及び宿泊・医療施設設置のための貸付金

49,372百万円 (15.93%)

ウ 組合員への貸付金等

130,634百万円 (42.14%)

(3) 保健経理

組合員の健康増進を図るため、人間ドック、健康診断、予防接種等疾病予防対策事業を重点的に実施するほか、保健施設として海の家、山の家、運動場の経営を実施するとともに、各種のレクリエーション事業を実施したが、その費用の総額は891百万円となった。そのほか医療経理及び宿泊経理等における運営費等を補てんするために595百万円を繰入れた。

(4) 医療経理

本年度末における施設は病院1、結核病棟3及び診療所21の計25施設であり、収入総額670百万円のうち299百万円が組合員の診療対価によつて占められている。

なお、当期利益金は△7百万円であり、当期利益金に財産処分損を加算し、寄附金及び繰入金を減算した経常損益では△29百万円となる。

(5) 宿泊経理

本年度末における施設は宿泊所、保養所及び職員会館80施設であり、これらの施設で5,573百万円を収入し当期利益金は224百万円となった。宿泊利用率は60.0%と若干減少した。

また、当期利益金に財産処分損を加算し、寄附金、財産処分益及び繰入金等を減算した経常損益では△284百万円となっている。

(6) 貸付経理

組合員貸付金は、前年度より27,261百万円増加し本年度末貸付金総額は131,025百万円となった。

なお、組合員の住宅建設及び土地取得等のための組合員貸付金は、貸付金総額の95.8%を占める125,477百万円である。

貸付件数は14万件で前年度末より1万件増加しており、1件当たりの貸付金額は897千円となっている。

3 各経理の損益計算書及び貸借対照表の概況は、次表のとおりである。

## 貸借対照表概況(昭和49年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(借方)									
現金・預貯金	2,305	4,646	186	961	148	1,802	519	347	107
金銭信託	20	2,168	9	176	73	232	89		2
未収金・売掛金	29	65	6	11	39	148		2	836
その他の流動資産	946	2,752	10	24	41	500	695	36	331
組合員貸付金								131,025	
建物・構築物			76	220	34	7,273			
土地			38	30		1,879			
建設仮勘定						493			
その他の固定資産			40	69	176	866	10	24	99
貸付信託		1,851					5,845		
有価証券・有価証券 信託・証券投資信託	6,403	114,967					15,187		
長期貸付金		138,482							
投資不動産		41,524							
預託金		3,533							
計	9,703	309,988	365	1,491	511	13,193	22,345	131,434	1,375
(貸方)									
組合員貯金							20,792		
その他の流動負債	30	224	9	52	22	450	1,050	217	553
長期借入金			35		4	7,808		130,181	453
原価消却引当金			25	61	120	1,628	6	14	50
退職給与引当金			131	8	102	392	27	50	157
その他の引当金						3	725	972	17
支払準備金	4,549	147							
責任準備金		309,617							
別途積立金			77	444	135	892			8
不足金補てん積立金	2,352			80	53	1,298	470		137
剰余金	2,772		88	846	72				
計	9,703	309,988	365	1,491	511	13,193	22,345	131,434	1,375

## 損益計算書概況(自昭和48年4月1日~至昭和49年3月31日)

(単位 百万円)

科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(損失)									
給付	27,296	25,875							
役員報酬・職員給与			362	54	270	1,890	74	145	390
厚生費				891	1	27			2
旅費・事務費			120	36	18	93	12	42	23
商品仕入						162			5,378
薬品・医療材料費 飲食材料費					271	1,639			139
原価消却費				14	18	299	1	3	10
支払利息						376	1,402	6,283	23
その他の支出		78	137	43	96	1,689	18	210	235
財産処分損				68	3	12			
繰入金		98		595					
次年度繰越支払準備金	4,549	147							
次年度繰越責任準備金		309,618							
当期利益金	2,286		△ 3	185	△ 7	224	95		40
計	34,131	335,816	616	1,886	670	6,411	1,602	6,683	6,240
(利益)									
負担金・掛金	29,717	61,735	398	1,494					
補助金・寄附金				250		1			
施設収入・患者収入				85	640	5,573			280
商品売上						206			5,868
利息及び配当金	382	17,366	38	52	10	82	1,559	6,683	6
その他の収入	60	68	10	4	1	80	41		52
財産処分益									
繰入金			170	1	19	469	2		34
前年度繰越支払準備金	3,972	137							
前年度繰越責任準備金		256,510							
計	34,131	335,816	616	1,886	670	6,411	1,602	6,683	6,240

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】